

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (7月11日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	12
日程の追加	13
議案第26号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	13
日程の追加	15
意見案第3号及び決議案第2号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	15
閉会の宣告	17
署名議員	17

平成23年第4回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成23年7月11日
会期 1日間
閉会 平成23年7月11日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
7月11日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 承認第4号委員会付託省略、即決 議案第26号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第27号質疑、委員会付託省略、即決
		委員会	午前10時30分	議案第26号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		本会議	午前11時30分	経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 意見案第3号及び決議案第2号提案理由説明、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

平成23年第4回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成23年7月11日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成23年7月11日 午前10時00分)

閉 会 (平成23年7月11日 午前11時40分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 企画観光課長 島 袋 幸 俊

副 村 長 宮 城 重 徳 シークワサー
振 興 室 長 新 城 寛

総 務 課 長 島 袋 一 道 教 育 長 平 良 宏

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 課 長 友 寄 景 善

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明 付託省略
5	議案 第26号	大宜味村特産品（シークワサー）加工施設機器購入の物品 売買契約について	提案説明 質疑～付託
6	議案 第27号	平成23年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明 付託省略

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第26号	大宜味村特産品（シークワサー）加工施設機器購入の物品 売買契約について	委員長報告 質疑～表決
2	意見案 第3号	米軍基地普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備に反対する 意見書	提案説明 付託省略
3	決議案 第2号	米軍基地普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備に反対する 抗議決議	提案説明 付託省略

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
ただいまから平成23年第4回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番 東 武久議員及び5番 宮城辰徳議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
去る7月8日から10日まで、沖縄県町村議会議長会で東日本大震災の視察に行っていました。新聞やテレビ等で見るとは違い、やはり生の被災地を見ることによって被災の大きさ、悲惨さを感じてまいりました。今後、大宜味村といたしましても、被災者の皆様の支援を今後とも強力に進めていきたいと考えております。また、防災計画に関しても今後、見直し等をしていかなければならないと強く感じました。
以上で諸般の報告を終わります。
-

◎承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
休憩します。

（午前10時02分）

- 議長（金城 勇） 再開します。

（午前10時03分）

○ 議長（金城 勇） 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） おはようございます。本日は、平成23年第4回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと審議できますことに対し、感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成23年7月11日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容等につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく御審議お願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

（神里富松財務課長 登壇）

○ 財務課長（神里富松） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法等の一部が改正され、平成23年6月30日に公布されたことに伴い、大宜味村税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしております。

今回の改正の主な内容ですが、第1条で税条例の一部改正、第2条、第3条で税条例の一部を改正する条例の一部改正としております。第34条の7、寄附金税額控除を全文改正し、さらに特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めることができるものを加え、寄附金税額控除の適用下限額を2,000円に引き下げております。上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例の2年延長、個人住民税等における罰則についても上限額の引き上げを行っております。

この条例は、公布の日から施行するとしておりますが、一部施行日を別に定めているものもあります。資料に新旧対照条文を添付しておりますので御参照ください。

これで説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することを可

決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本件は、これを承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第5 議案第26号 大宜味村特産品(シークワサー)加工施設機器購入の物品売買契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第26号 大宜味村特産品(シークワサー)加工施設機器購入の物品売買契約について

本件について、次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 大宜味村特産品(シークワサー)加工施設機器購入

2 契約の方法 指名競争入札による契約

3 契約金額 金2,239万9,999円

4 契約の相手 住所 うるま市字州崎13-17

商号 丸宗株式会社沖縄営業所

氏名 所長 城間 徹也

平成23年7月11日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長(金城 勇) 総務課長。

(島袋一道総務課長 登壇)

○ 総務課長(島袋一道) それでは議案第26号 大宜味村特産品(シークワサー)加工施設機器購入の物品売買契約について御説明をいたします。

地方自治法第96条第1項第8号、地方自治法施行令第121条の2第2項において、政令で定める基準に従い、条例で定める財産の取得又は処分をすることとなっておりますが、議会の議決に付すべき契約

及び財産の取得又は処分に関する条例第3条によりまして、本契約の予定価格は2,241万7,250円ですので、本契約は議決に付すべきものであり提案しております。

以上であります。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

（新城 寛シークワサー振興室長 登壇）

○ シークワサー振興室長（新城 寛） それでは議案第26号の補足説明を行います。

今回の契約案件は、大宜味村特産品（シークワサー）加工施設における機器購入の物品売買契約であります。

購入内容といたしまして、大きく4つの項目に分類されます。加工施設におけるキャタピラ式果実搾汁機、充填室における瓶詰め用打栓ヘッド等、乾燥加工室における乾燥機のダクト及び回路、それと制御用プログラムによる既存機器の機能バックアップ、機械室における既存機器ボイラーの機器増設等による物品購入となっています。

その他、内容等につきましては、説明資料を参考にさせていただきたいと思ひます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 質疑をいたします。

本議案に関連して、説明資料として提出されておりますが、その入札結果報告書の中で5人入札ということなんですが、その明細書を見ますと、5者を指名しまして、2者は辞退ということですね。応札したのは3者じゃないですか。5人指名とあるんですが、実際にはもう、応札はしていないと思うんです。応札されたのは3者じゃないですか、いかがでしょうか。入札結果報告書の資料からの数字です。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 入札案内は5者にしております。議員の申し上げているとおり応札は3者でございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） そうすると、その入札結果報告書で5人入札というのは、これは3者入札でも別にいいんじゃないですか、これ。入札を実際にやった数でしょう。5者指名したんですが、応札したのは3者なんでしょう、2者は辞退と書いていますから。5人入札というのは、5者が応札したということではないですか。3者が応札でしょう。そして指名は5者したのですが、2者は辞退と。いかがですか、その辺。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 入札を案内した方、応札に限らず5名が指名入札したということでございます。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） いやいや、第1回入札、これ2者は辞退なんですよ。5者が入札をしていないわけですが、3者しか入札していないんです。5者が入札しましたとどこで言えますか、これ。そうじゃないですか。第1回から入札をしていなくて、辞退しているんですよ、2者は。5者は恐らく皆さんこれは指名競争入札ですから、指名5者はしたでしょう。5人入札と、入札という言葉は何ですか、じゃ

あ。応札して初めてこれは入札というんじゃない。辞退しているわけですから。5者が入札、第1回から入札しましたか、そうじゃないでしょう。第1回から皆さんはこれは辞退になっているんですよ。だから3者が入札で…、指名業者は5者なんですが、2者は辞退したから3者が入札という結果にならないとおかしいんじゃないかなと言っているんですよ。辞退したもので入札したと数を数える必要はない。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 指名競争入札は、5名でしたけれども、入札は3名ということでそこは訂正したいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは1点だけちょっとお伺いしていきたくてと思いますが、今回、指名入札で落札した、丸宗株式会社の方が取っておるわけでありましてけれども、前回に機器導入した会社と、これまでのアフター関係において、大変いろんなことがあったということをお伺いしておりますけれども、今回の丸宗は、落札してその後が一番大事であると思うわけでありまして。機器を導入したが、その後のアフターをちゃんとできるのかどうかというのが大変気になっているところでありまして、そこら辺のアフター面についても、入札の段階において丸宗との、3者ですか、実際そういう中でアフター面においても、入札する際にはそういう面においても話し合いがちゃんとなされて入札を行ったのかどうか。そして落札した丸宗は今後のアフターについてもちゃんとやってくれるんだということがあるのかどうか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（新城 寛） 平良議員御質疑のものに関して説明いたします。

今回、入札を行いました。それで私どもの設計書の中にもこの取り付けを行った後に試運転等、調整等を十分に設計書の中にも反映しております。見積もり徴収の中においてもその部分に関して行っておりますので、そのアフター、設置した後のもろもろの機器の運転稼働については十分調整をしながらやっていくことを確認して本契約を結びたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 答弁にあったように、やはり受けた後が大事ですから、そこら辺は業者とちゃんと連携をとりながらアフター面をちゃんとやってもらいたいと希望して終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 大体、今、平良議員と関連した質疑になりますが、この売買契約の第6条と第11条についてお伺いしたいと思います。

この6条において、乙が物品を持ち込んだときには甲はその通知を受けた日から起算して10日以内に職員を配置して、乙の立ち会いのもと物品を検査するということになっておりますが、この検査というのは、稼働して、この機械に対する今まで要求したことが間違いないのか、その辺を検査するのか。ただ物品だけの検査なのか、その辺1点ですね。

あと11条、今、平良議員が言われたアフターの件なんですが、この1年間は、乙は隠れたる瑕疵についての補修の責めを負わなければならないと。この隠れたる瑕疵にとはこういった内容なのか。その

2点。

あと1点は、今、入札結果報告書も出ていましたが、この5者を指名して、2者が辞退した理由と入札額なんですけど、円単位まで出ている何か、入札では初めて見るような気がするんですけども、大体1,000円単位か100円単位で大体入札は入れると思うんですけど、この円単位で出ていることは備品だからこんなのか、その辺の、わかる範囲でいいです。この3点をちょっとお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（新城 寛） 大城佐一議員の御質疑にお答えいたします。

第6条における起算して10日以内に検査員を派遣して、立ち会いのもと検査を行う。それについてはまずはその物品等が現場に、今回においては平成23年8月31日、期限があります。そのときに、その物品がまずこの場所にあるのかどうかを確認します。そこにおいては試運転等も行うわけですけども、その検査をまずは検査員をして行うということと御理解していただければと思います。

それと11条における瑕疵について、その検査後、検査が終わり完了し、検査通知を出すわけですが、その後、不具合が生じてきた場合において我々として備品等を再度確認をするということで、1年間の保証みたいなものでやっていきたいと考えております。

最後、円単位におきましては、備品等においては多々あることだと思っております。総額から5%の消費税を抜いて出した金額がそういう形になっているかと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいまの答弁で、検査をした場合には、この検査の合格証、検査調書があると思うんですけども、この立会人、こういったものもしっかり、ただ流しで見るんじゃないかと、この検査はどうだったのかということでもしっかりとめて、前回、最初のころの機械の不備もあることだし、その辺はしっかりとってもらいたいと思います。

そしてシークワサー振興室長の先ほどの答弁で、設計もちゃんとこの会社の、設計書もちゃんとやっているということなんですけど、その会社のこの機械に対する仕様書もちゃんと来ているのか、この仕様書に基づいて機械の操作方法もすべてこれに書かれているのかどうか。当初のころの仕様書はないというから、そんな管理の仕方もそういうもの、今後はちゃんとしてもらいたいと思います。その辺どうですか。この前の書類は今、どこで保管されているのか。当初の、採択時点の書類はちゃんと保管されているのかどうか、その2点だけお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（新城 寛） まず機器の仕様書については、機器設置完了後、その機械の仕様書自体は別にまたこのプラント会社から取るかと思っております。我々、入札にかける場合の仕様書と別個として考えてもらいたい。我々が入札にかける場合の仕様書はまたその他の仕様書になります。先ほど言われていました当初からの仕様書については、整理されていると私は受けております。それで平成21年度等の入札もありました。それ以前の機器の書類もあります。そのものについてもう一度再度確認をしながら、今回、最終稼働というか、最初の段階でそれを調整しながら今後運営していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、前の仕様書はあると答弁があったんですけど、前の仕様書がないから、機械を動かしようがないからということでもめたことがありましたよね。どうなんです、今。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（新城 寛） 当初の機械の仕様書について、完全にあるかという話もありますが、一応私のほうで再度確認をして、今回の機器運行をやりたいと。それでもし不具合が生じるようであれば、今回の指定管理者の石垣島サプライと調整を図り、機器の使用、再度また確認をして運行をさせていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） 議員の質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

今後、今までこういう加工施設の件では機械の問題でいろいろごたごたもありましたし、今後きちっと、書類の保管、指示系統とか、だれがどうしたということもきちんと書類に残しておいて、後々何の問題も生じないように書類の保管等について、管理をぜひお願いして終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 平良議員と関連した質疑ですけれども、今まで入札のとき、これまでの資料を見ますとほとんど一括見積もりみたいになっているんです。私が心配しているのはアフターサービスの件で一番心配しているんですけれども、この会社は沖縄の営業所ですけれども、ここに技術者もいるのでしょうか。例えば本土から来ると機器は安いけれども、人件費が高いと。これからちょっとしたトラブル等が発生したときの経費は、派遣費とかそういったものが高くあたるんじゃないかと、そういうことでちょっと懸念しているんですけれども、そういったものは大体把握されているのでしょうか、お願いします。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（新城 寛） 先ほどの旅費等の問題について、それもありますが、そのために入札を沖縄本島という形でやっております。今回備品を入れました。今後のメンテナンスについては調整を図りながらいろいろやっていきたいと。3者見積もり等出しておりますけれども、修繕の部分に関しての見積もりは今いただいておりません。今後、そういうものがあつた場合に十分検討して対応していきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 私の経験上、やはり基本的に見積もりさせるときには機器の値段、取りつけは幾らですと、人件費と分けた状態でトータル幾らというのが普通だと、私は今までの経験上あるんですよ。そうじゃなければ、今みたいに次のメンテナンスのときに何を基準に予算計上するかということなんです。ですからそういったものも踏まえて今後検討していければと思いますのでよろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第6 議案第27号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第27号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）

平成23年度大宜味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,926万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年7月11日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容等につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

- 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

- 副村長（宮城重徳） 議案第27号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

まず予算書の1ページをお開きいただきたいと思いますが、1ページに歳入を上げてございます。歳入の250万円の増でございます。それから歳出の概要が2ページに上げております。それらにつきましては、議案説明書の33ページの資料の補足をしながら、追加説明したいと思います。

まず1ページの歳入の諸収入でございますが、このほうは雑入でコミュニティ助成金250万円の増になっております。これは自治宝くじからの宝くじの助成でございます。宝くじの普及の一環として助成していただいております。

それから歳出でございますが、歳出のほうには主に議会費100万円の増と、それから総務費322万4,000円の増がございますが、総務費の322万4,000円の中の主なものといたしまして、企画費のコミュニティ助成事業の250万円の増がございます。これは夏祭り実行委員会の主催する祭りのための音響設備の助成でございます。

あとは14款予備費で対応してございますので、よろしく願いしたいと思います。以上でございます。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第27号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第27号は、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第27号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

○ 議長(金城 勇) 委員会審査のため休憩します。

(午前10時42分)

○ 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

◎日程の追加

○ 議長(金城 勇) ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第26号 大宜味村特産品(シークッカー)加工施設機器購入の物品売買契約についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第26号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第26号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第26号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 追加日程第1 議案第26号 大宜味村特産品(シークッカー)加工施設機器購入の物品売買契約についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

平成23年7月11日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

経済建設常任委員会
委員長 宮城 辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第26号	大宜味村特産品（シークワサー）加工施設機器購入の物品売買契約について	原案可決 全会一致

（宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ **経済建設常任委員会委員長（宮城辰徳）** ただいま議題となりました議案第26号 大宜味村特産品（シークワサー）加工施設機器購入の物品売買契約について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、シークワサー振興室長及び総務課長の出席を求め、本日午前10時30分予定を10時45分に繰り下げて審査をいたしました。

本件は、大宜味村特産品加工施設に設置する6機種の機器購入であります。契約金額は2,239万9,999円で、契約の相手は、住所 うるま市字州崎13-17、商号 丸宗株式会社沖縄営業所、代表者 所長城間徹也であります。

本件について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第26号について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 大宜味村特産品（シークワサー）加工施設機器購入の物品売買契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ **議長（金城 勇）** 挙手全員です。

したがって議案第26号 大宜味村特産品（シークワサー）加工施設機器購入の物品売買契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） ただいま全員発議により意見案第3号 米軍基地普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備に反対する意見書及び決議案第2号 米軍基地普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備に反対する抗議決議が提出されました。

お諮りします。意見案第3号及び決議案第2号を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって意見案第3号及び決議案第2号を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として一括議題とすることに決定しました。

◎意見案第3号及び決議案第2号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 追加日程第2 意見案第3号 米軍基地普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備に反対する意見書及び追加日程第3 決議案第2号 米軍基地普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備に反対する抗議決議を一括議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

（2番 新城一智議員 登壇）

○ 2番（新城一智） 意見案第3号 米軍基地普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備に反対する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年7月11日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 新城一智 具志堅朝秀 宮城辰徳 大城佐一 平良英勝 前田 孝 東 武久 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 県民の生命・財産、安全を守る立場から、普天間飛行場へのMV-22オスプレイの配備計画に断固反対し、その計画の撤回を関係機関へ要請するため。

米軍基地普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備に反対する意見書

沖縄防衛局は去る6月6日、米海兵隊の垂直離着陸機「MV-22オスプレイ」を2012年から普天間飛行場に配備する計画であることを県や関係自治体に伝達した。

米海兵隊のオスプレイは、開発段階から過去に墜落死亡事故が相次ぎ、米務省がまとめた報告書でさえ、エンジンや飛行制御システムなどの欠陥などが指摘され、技術的な問題に加え、安全性に疑念が持たれ、米国内では住民の反発でオスプレイの訓練そのものが中止に追い込まれる事態まで発生している。

県内においても同機の安全性を疑問視する声が高く、今回、日米両政府により公表された普天間飛行場へのオスプレイ配備計画は、普天間飛行場の持つ危険性と騒音問題、教育環境の悪化をさらに増幅さ

せるものであり、断じて容認できるものではない。

県内では、普天間飛行場を離発着する米軍ヘリが日常的に住宅上空を飛行している。今回の配備計画で、沖縄の空に危険極まりないオスプレイが飛行すれば、現状に増して県民に騒音被害、墜落の危険と恐怖を押し付けるものである。

よって、大宜味村議会は、県民の生命・財産、安全を守る立場から、普天間飛行場へのMV-22オスプレイの配備計画に断固反対し、その計画の撤回を強く要求する。

記

- 1 基地機能強化及び固定化につながるMV-22オスプレイの配備計画を断念すること。
- 2 普天間飛行場を即時閉鎖し、無条件撤去を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月11日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長

次に決議案第2号 米軍基地普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備に反対する抗議決議につきましては、内容が意見案と同様でありますので、あて先だけ申し上げます。

あて先 米国大統領 米国務長官 米国防長官 駐日米国大使 在沖米国総領事

以上であります。よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第3号及び決議案第2号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第3号及び決議案第2号については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第3号 米軍基地普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備に反対する意見書及び決議案第2号 米軍基地普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備に反対する抗議決議について採決します。

意見案第3号及び決議案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって意見案第3号及び決議案第2号については、原案のとおり可決されました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（金城 勇） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回大宜味村議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

（午前11時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員